

射水市消防本部まちかどAED実施要綱

平成23年4月1日

消防本部告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置施設の拡大を図るとともに、当該施設を把握し公表及び表示することにより、市民のAEDに対する理解を深め、射水市における救命率の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この制度は、AEDを設置している射水市内の施設を対象とする。

(要件)

第3条 まちかどAEDは、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 常時使用可能な状態に整備されたAEDを設置していること。
- (2) 救命講習等を受講している職員、従業員が公開時間又は営業時間に勤務していること。

(交付申請)

第4条 第2条の対象施設のうち、第1条に規定する目的に賛同する施設は、AED表示証交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を消防長に提出するものとする。

(審査)

第5条 消防長は、申請書が提出されたときに、第3条の要件を満たしているか審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 消防長は、前条の審査の結果、申請書を提出した施設が要件を満たしていると認めるときは、AED表示証交付書（様式第2号）及びAED表示証（様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

- 2 表示証の交付枚数は、表示証を交付する施設（以下「公表施設」という。）1箇所につき1枚とする。
- 3 公表施設は、表示証を汚損、破損又は紛失したときは、AED表示証再交付申請書（様式第4号）を、消防長に提出し、表示証の再交付を受けるもの

とする。

(表示証の掲示)

第7条 公表施設は、AEDの設置を市民に知らせるため、出入口、AEDの設置場所付近等市民から見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

(設置施設の記録及び公表)

第8条 消防長は、表示証を交付したときは、公表施設の名称、所在地及びAEDの機種等を、AED設置施設一覧表(様式第5号)に記録するとともに、公表施設の名称及び所在地を次の方法により公表するものとする。

- (1) 射水市消防本部のホームページへの掲載
- (2) 救命講習会等での資料への掲載
- (3) その他AEDの普及啓発に関する資料への掲載

2 消防長は、AED設置施設の把握のため、第2条の対象施設のうち申請書を提出していないものについてもAED設置施設一覧表に記録するものとする。

3 公表施設において、AEDを廃止又は常時使用不能となったとき又は公表の取消しを希望するときは、AED設置・公表記録抹消届出書(様式第6号)を消防長に提出するとともに、表示証を返却しなければならない。

4 消防長は、前項の届出を受けたとき及び公表施設の閉鎖又は廃業を知り得たときは、当該施設についての記載をAED設置施設一覧表から削除するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

AED表示証交付申請書

年 月 日

射水市消防長あて

所在地
事業所等名
代表者名

射水市消防本部まちかどAED実施要綱第1条に規定する目的に賛同し、同要綱4条の規定により表示証の交付を申請します。

申請に当たっては、射水市消防本部のホームページ等での公表及び当施設の付近で発生した救急事故等の救命処置が必要な場合にAEDの使用を無償で応じることを承諾します。

また、下記のとおりAEDの設置に関する情報を提供します。

記

所在地			
施設名			
電話番号			
AED設置場所			
AEDメーカー	<input type="checkbox"/> 日本光電	<input type="checkbox"/> フィリップス	<input type="checkbox"/> メドトロニック
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		
電極パッドの種類	<input type="checkbox"/> 大人用	<input type="checkbox"/> 小児用	<input type="checkbox"/> 両方
維持管理方法	<input type="checkbox"/> 点検担当者の選任等 <input type="checkbox"/> 定期点検契約等		
AED表示証の交付	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
使用可能時間帯等	<input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> 就業又は公開時間帯		
※交付年月日	年 月 日	※交付番号	第 号
備考			

注1 ※欄には記入しないで下さい。

2 AEDの設置情報は、射水市消防本部が管理し、射水市消防本部まちかどAED実施要綱第1条に定める目的にのみ使用します。

3 公表方法は、射水市消防本部のホームページ及び応急手当普及講習の資料への掲載等によることとし、公表内容は、施設の名称、所在地及び使用可能時間帯等とします。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

射水市消防長

印

A E D 表示証 交付書

次の施設について、射水市消防本部まちかどA E D実施要綱第6条の規定に基づき、表示証を交付します。

- 1 所在地
- 2 施設名

※ A E Dを廃止したとき又は維持管理において常時使用できない状態となったときは、速やかにA E D設置・公表記録抹消届出書（様式第6号）を提出するとともに、表示証を返却して下さい。

まちかどAED



自動体外式除細動器
Automated External Defibrillator

設置施設

()

射水市消防本部

A E D 表示証再交付申請書

年 月 日			
射水市消防長あて			
所在地 事業所等名 代表者名 _____			
所在地			
施設名			
A E D 設置場所			
再交付理由	<input type="checkbox"/> 汚 損 <input type="checkbox"/> 破 損 <input type="checkbox"/> 紛 失 <input type="checkbox"/> その他の理由 <div style="font-size: 2em; margin-top: 10px;">()</div>		
交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
備 考			

様式第6号 (第8条関係)

AED設置・公表記録抹消届出書

年 月 日			
射水市消防長あて			
所在地 事業所等名 代表者名 _____			
所在地			
施設名			
設置・公表 記録抹消理由			
交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
備考			